



倫理問題に関する意見表明の手続き細則

平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、倫理委員会規程 (1302) 第 18 条の定めに基づき、委員会の円滑な運営を目的として定めるものである。

(任務)

- 第 2 条 倫理委員は、倫理委員会として意見表明すべき倫理問題があると認識したときは、委員長に申し出ることができる。このとき、申し出た委員は、どのような問題であり、どのような意見表明をすべきと考えるかについての説明をする。
- 2 委員から、委員会として意見表明すべき倫理問題があるとの申し出があったときは、委員長はその取り扱いについて委員会に相談する。
 - 3 委員会として意見表明する場合、委員長はどのような意見表明にすべきかを委員会に諮る。

(外部への表明)

第 3 条 委員の過半数の賛成をもってその倫理問題に対する倫理委員会としての意見とし、ホームページ等により外部に表明する。

(改定)

第 4 条 本細則の改定は、倫理委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 23 年 6 月 15 日 第 56 回倫理委員会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 内規を細則に変更 平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会承認、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 5 月 12 日改定の細則は、倫理委員会承認の日から施行する。